平成２２年（フ）第９４０５号
神奈川県横浜市南区高根町３丁目18―８―615
債務者　畑　　賢
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４０６号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目６―16
債務者　小板　勝美（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４０７号
東京都足立区一ツ家３丁目25―８
債務者　濱田　由美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４０８号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目15―13―106
債務者　田中　重美（旧姓河津）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４０９号
東京都多摩市豊ケ丘１丁目５－１―201
債務者　小林　　実
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４１０号
東京都多摩市豊ケ丘１丁目５－１―201
債務者　小林　直子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４１１号
東京都三鷹市深大寺２丁目40―17―310
債務者　山下　選自
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４１２号
東京都府中市幸町１丁目14　幸町１丁目アパート２―202
債務者　杉本　長大
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４１３号
神奈川県相模原市南区西大沼２丁目１―４
債務者　長島　宏枝
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４２１号
埼玉県吉川市大字保866―２
債務者　白石　英明
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４３２号
東京都あきる野市引田580―６
債務者　西川はるみ（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４４９号
東京都大田区山王３丁目18―３―201
債務者　小橋　正弘
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４５０号
東京都新宿区下落合４丁目９―41
債務者　三井　　憲
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４５１号
埼玉県川越市大字藤間345―119
債務者　市田　春江
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４５２号
東京都新宿区北新宿４丁目17―７―405
債務者　岡崎美智子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４９５号
東京都板橋区東新町１丁目９―６　若山方
債務者　飯島野里男
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部